



# 愛媛県報

発行 愛媛県

平成25年2月15日金曜日 第2445号

### ◇ 目 次 ◇

指定医療機関の廃止の届出.....	(保健福祉課).....	65
介護機関(居宅介護事業者)の指定.....	( " ).....	65
介護機関(居宅介護支援事業者)の指定.....	( " ).....	65
介護機関(介護予防事業者)の指定.....	( " ).....	66
介護機関(居宅介護事業者)の廃止の届出.....	( " ).....	66
介護機関(介護予防事業者)の廃止の届出.....	( " ).....	66
指定自立支援医療機関の指定(2件).....	(障害福祉課).....	67
特定計量器の定期検査の実施.....	(計量検定所).....	67
大規模小売店舗の変更の届出の概要等(2件).....	(経営支援課).....	68
地籍調査の成果の認証.....	(農政課).....	69
義務付保の同意を求めるための事前届出及び指定漁船調書の縦覧.....	(水産課).....	69
基本測量の実施の通知.....	(道路維持課).....	72
土地改良区連合役員の就退任の届出.....	(中予地方局農村整備第一課).....	72
道路の供用開始(県道久万中山線).....	(中予地方局管理課).....	72
開発行為に関する工事の完了.....	(中予地方局建築指導課).....	73
建設業者の許可の取消し.....	(南予地方局管理課).....	73

### 告 示

#### ○愛媛県告示第114号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により指定した医療機関を次のように廃止した旨の届出があった。

平成25年2月15日

愛媛県知事 中 村 時 広

医療機関の名称	開設者の氏名 又は名称	所在地	廃止 年月日
遠藤医院	遠藤英孝	宇和島市恵美須町二丁目 2-6	平成24年 10月31日
大和田歯科医院	大和田 一郎	南宇和郡愛南町御荘平城 1208	平成24年 11月16日

#### ○愛媛県告示第115号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により、介護機関(居宅介護事業者)を次のように指定した。

平成25年2月15日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関(居宅 介護事業者)の 名称	主たる事務所の 所在地	居宅介護事業を行う事業所		指定年月日
		名称	所在地	
株式会社レディ薬局	松山市南江戸四丁目3番37号	レディ薬局新居浜西店	新居浜市中萩町4-44	平成24年12月5日
株式会社アコンプリシー	松山市朝生田町六丁目2番5号	小規模多機能笑歩会	宇和島市下波1016番地5	平成25年1月22日
有限会社介護支援サービスしろもと	上浮穴郡久万高原町上野尻甲 697番地4	ヘルパーセンターしろもと	上浮穴郡久万高原町上野尻甲 623番地2	平成25年1月25日
株式会社アプローチ	宇和島市佐伯町一丁目1番13号	訪問看護ステーションうわじま	宇和島市佐伯町一丁目1番13号	平成25年2月1日

#### ○愛媛県告示第116号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により、介護機関(居宅介護支援事業者)を次のように指定した。

平成25年2月15日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関（居宅介護支援事業者）の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業を行う事業所		指定年月日
		名称	所在地	
社会福祉法人野村町社会福祉協会	西予市野村町野村8号479番地1	居宅介護支援事業所しいのき園	西予市野村町野村8号467番地	平成25年1月29日

○愛媛県告示第117号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護機関（介護予防事業者）を次のように指定した。

平成25年2月15日

愛媛県知事 中村時広

介護機関（介護予防事業者）の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業を行う事業所		指定年月日
		名称	所在地	
株式会社レデイ薬局	松山市南江戸四丁目3番37号	レデイ薬局新居浜西店	新居浜市中萩町4-44	平成24年12月5日
株式会社アコンプリシー	松山市朝生田町六丁目2番5号	小規模多機能笑歩会	宇和島市下波1016番地5	平成25年1月22日
有限会社介護支援サービスしろもと	上浮穴郡久万高原町上野尻甲697番地4	ヘルパーセンターしろもと	上浮穴郡久万高原町上野尻甲623番地2	平成25年1月25日
株式会社アプローチ	宇和島市佐伯町一丁目1番13号	訪問看護ステーションうわじま	宇和島市佐伯町一丁目1番13号	平成25年2月1日

○愛媛県告示第118号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（居宅介護事業者）から、居宅介護事業を次のように廃止した旨の届出があった。

平成25年2月15日

愛媛県知事 中村時広

介護機関（居宅介護事業者）の名称	主たる事務所の所在地	廃止に係る居宅介護事業を行う事業所		廃止年月日
		名称	所在地	
株式会社レデイ薬局	松山市南江戸四丁目3番37号	レデイ新居浜西調剤薬局	新居浜市中萩町4-43	平成20年8月30日
大膳哲朗	伊予郡砥部町大南392番地1	大膳歯科医院	伊予郡砥部町大南390番地	平成24年10月1日

○愛媛県告示第119号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（介護予防事業者）から、介護予防事業を次のように廃止した旨の届出があった。

平成25年2月15日

愛媛県知事 中村時広

介護機関（介護予防事業者）の名称	主たる事務所の所在地	廃止に係る介護予防事業を行う事業所		廃止年月日
		名称	所在地	
株式会社レデイ薬局	松山市南江戸四丁目3番37号	レデイ新居浜西調剤薬局	新居浜市中萩町4-43	平成20年8月30日
大膳哲朗	伊予郡砥部町大南392番地1	大膳歯科医院	伊予郡砥部町大南390番地	平成24年10月1日

○愛媛県告示第120号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。

平成25年 2月15日

愛媛県知事 中 村 時 広

名 称	所 在 地	開設者の氏名又は名称	担当しようとする医療の種類	指定年月日
八幡浜中央薬局	八幡浜市江戸岡一丁目870番地 3	四国ビジネスサポート株式会社	薬局（育成医療・更生医療）	平成25年 2月 1 日

○愛媛県告示第121号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。

平成25年 2月15日

愛媛県知事 中 村 時 広

名 称	所 在 地	開設者の氏名又は名称	担当しようとする医療の種類	指定年月日
国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	東温市志津川	国立大学法人愛媛大学	腎移植に関する医療（育成医療・更生医療）	平成25年 2月 1 日

○愛媛県告示第122号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、伊予郡砥部町、四国中央市、上浮穴郡久万高原町、伊予郡松前町、伊予市、東温市、西条市及び越智郡上島町の特定計量器の定期検査を次のように実施する。ただし、特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項各号に規定する特定計量器の検査は、平成25年4月1日から12月28日までの間において実施する。

平成25年 2月15日

愛媛県知事 中 村 時 広

検 査 日 時	検 査 場 所	検 査 区 域	対象となる特定計量器
平成25年午前10時から 5月8日正午まで	砥部町役場広田支所	砥 部 町	非自動はかり（計量法施行令第5条第1号又は第2号に掲げるもの及び同政令附則別表2に掲げるものを除く。） 分銅 定量おもり 定量増おもり
" 8日午後1時30分から 午後3時30分まで	砥部町商工会館		
" 9日午前10時から 午後3時まで	砥部町中央公民館		
" 13日午前11時から 午後1時まで	四国中央市新宮公民館	四 国 中 央 市	
" 14日午前10時30分から 午前11時30分まで	四国中央市金田公民館		
" 14日午後1時から 午後3時まで	四国中央市上分公民館		
" 15日午前10時30分から 午後3時まで	四国中央市川之江庁舎		
" 16日午前10時30分から 午後3時まで	四国中央市民会館川之江会館		
" 17日午前10時30分から 午後3時まで	四国中央市土居文化会館		
" 20日午前10時30分から 午後3時まで	四国中央市保健センター		
" 21日午前10時30分から 午前11時30分まで	四国中央市中之庄公民館		
" 21日午後1時から 午後3時まで	四国中央市三島公民館	久 万 高 原 町	
" 22日午前10時30分から 午後3時まで	四国中央市寒川公民館		
6月3日午前10時から 午前11時まで	松山市農協父二峰支所		
" 3日午後1時から 午後2時まで	久万高原町公民館下畑野川分館		
" 3日午後2時30分から 午後3時30分まで	久万高原町直瀬住民センター		

" 4日午前10時30分から 午前11時30分まで	久万高原町ふるさと創造の館こかげ		
" 4日午後1時30分から 午後3時30分まで	久万高原町面河住民センター		
" 5日午前10時30分から 午後2時まで	久万高原町農村環境改善センター		
" 6日午前10時から 午後3時まで	久万高原町役場（本庁）		
" 7日午前10時から 午後2時まで	松前町東公民館	松 前 町	
" 10日午前10時から 午後2時まで	松前町北公民館		
" 11日午前10時から 午後2時まで	松前町西公民館		
" 12日午前10時から 午後3時まで	松前町役場（本庁）		
" 13日午前10時から 午後3時まで	えひめ中央農協中山集荷場	伊 予 市	
" 14日午前10時から 午後3時まで	伊予市双海地域事務所		
" 17日午前10時正 午後まで	下灘コミュニティセンター		
" 17日午後1時30分から 午後2時30分まで	伊予市大平地区公民館		
" 18日午前10時から 午後11時30分まで	伊予市上野地区公民館		
" 18日午後1時から 午後3時まで	伊予市中村地区公民館		
" 19日午前10時から 午後3時30分まで	伊予市中央公民館		
" 20日午前10時から 午後3時まで	東温市川内公民館	東 温 市	
" 21日午前10時から 午後3時30分まで	東温市役所（本庁）		
" 24日午前10時から 午後3時まで	東温市役所（本庁）		
9月2日午前10時から 午後3時まで	西条市丹原総合支所	西 条 市	
" 3日午前10時30分から 午後3時まで	西条市田野公民館		
" 4日午前10時30分から 午前11時30分まで	西条市国安公民館		
" 4日午後1時から 午後3時まで	西条市三芳公民館		
" 5日午前10時30分から 正午まで	西条市吉岡公民館		
" 5日午後1時30分から 午後3時まで	西条市周布公民館		

" 6日 午前10時から 午後3時30分まで	西条市壬生川公民館	" 13日 午後1時30分から 午後3時まで	西条市農協飯岡支所
" 9日 午前10時から 午後3時まで	周桑農協石根支所	" 17日 午前10時から 午後3時まで	西条市農協中央支所
" 10日 午前10時30分から 午後3時まで	西条市小松総合支所	10月1日 午後0時25分から 午後0時55分まで	上島町魚島総合支所
" 11日 午前10時30分から 正午まで	西条市農協氷見支所	" 2日 午前9時から 午前11時30分まで	上島町弓削総合支所(本庁)
" 11日 午後1時30分から 午後3時まで	西条市農協橋支所	" 2日 午後1時30分から 午後3時30分まで	上島町生名総合支所
" 12日 午前10時30分から 午後3時まで	西条市農協大町支所	" 3日 午後1時から 午後3時まで	上島町岩城総合支所
" 13日 午前10時30分から 正午まで	西条市農協神戸支所		

○愛媛県告示第123号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに四国中央市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成25年 2月15日

愛媛県知事 中村時広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変更前	変更後	変更の年月日	届出の年月日
ハローズ土居店	四国中央市土居町入野51番外	大規模小売店舗において小売業を行う者	株式会社ハローズほか4者	株式会社ハローズほか2者	平成25年2月1日	平成25年2月1日

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに四国中央市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第124号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第2項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに西条市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成25年 2月15日

愛媛県知事 中村時広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更しようとする事項	変更前	変更後	変更する年月日	届出の年月日
ダイキ東予店	西条市北条1594 外	大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻	午前8時30分から午後8時	午前7時から午前0時	平成25年4月1日	平成25年1月31日
		来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前8時から午後8時30分	午前6時40分から午前0時20分		
		荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯	午前9時から午後6時まで	午前6時から午後10時まで		

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに西条市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第125号

次の地籍調査の結果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき国土調査の成果として認証したから、同条第4項の規定に基づき次のとおり公告する。

平成25年2月15日

愛媛県知事 中村時広

1 地籍調査の実施者、地域、調査期間及び成果の名称

実施者	地 域	調 査 期 間	成果の名称
西条市	早川の一部	平成21年度から平成22年度まで	西条市の地籍図及び地籍簿
東温市	北方の一部	平成22年度から平成23年度まで	東温市の地籍図及び地籍簿

2 認証年月日

平成25年2月15日

○愛媛県告示第126号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同政令第5条第3項の規定により、1のとおり公示し、及び2のとおり指定漁船調書を縦覧に供する。

平成25年2月15日

愛媛県知事 中村時広

1 届出事項

(東予地方局管内)

発 起 人 の 住 所 及 び 氏 名			加 入 区	漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
四国中央市川之江町1386 三好信男	四国中央市川之江町4100-83 山川正数	四国中央市川之江町1432 薦田学	川之江	川之江漁業協同組合
四国中央市三島中央1丁目15-2 宮崎正	四国中央市三島金子1丁目5-57 武村隆	四国中央市三島宮川1丁目4-10 大久保康雄	三島	三島漁業協同組合
四国中央市寒川町1031 受川修	四国中央市寒川町950 青木尚武	四国中央市寒川町927-1 受川雅師	寒川	寒川漁業協同組合
新居浜市大島93 山本順一	新居浜市大島1463-1 中山浩二	新居浜市大島1460 中山博光	大島	新居浜市大島漁業協同組合
新居浜市黒島2丁目8-11 井上功史	新居浜市長岩町3-19 山崎浩	新居浜市多喜浜4-58 藤澤茂雄	多喜浜	多喜浜漁業協同組合
新居浜市清水町15-38 高橋清重	新居浜市清水町14-35 白石敏弘	新居浜市清水町14-11 大石益広	新居浜	新居浜漁業協同組合
西条市明屋敷737番地 藤田良明	西条市港201番地3 藤田幸積	西条市明屋敷721番地1 藤田春樹	西条	西条市漁業協同組合
西条市河原津甲242 槇高志	西条市河原津甲276-3 川又政勝	西条市河原津甲390-3 三宅桓文	河原津	河原津漁業協同組合

(東予地方局産業経済部今治支局管内)

発 起 人 の 住 所 及 び 氏 名			加 入 区	漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
今治市桜井5丁目2番28号 笠原次男	今治市桜井1丁目4番47号 野村正敏	今治市桜井1丁目4番54号 江原健太	桜井	桜井漁業協同組合
今治市大浜町1丁目5-10 白石隆重	今治市大浜町2丁目1-37 広瀬智久	今治市大浜町3丁目3-20 山田保	大浜	大浜漁業協同組合

今治市来島611 片上勝允	今治市来島89-3 矢野武男	今治市来島91 宮谷良一	来島	大浜漁業協同組合
今治市吉海町椋名193 喜田修二	今治市吉海町椋名626 福永恒男	今治市馬島甲1047-1 桧垣薫	渦浦	渦浦漁業協同組合
今治市吉海町仁江2037番地 渡辺誠二	今治市吉海町仁江2170番地 渡辺健次郎	今治市吉海町仁江2165番地 渡辺純次郎	津倉	津倉漁業協同組合
今治市伯方町木浦甲1464 越智護	今治市伯方町北浦甲2356-2 濱田昇男	今治市伯方町伊方甲番外6-17 本岡正己	伯方	伯方町漁業協同組合
越智郡上島町魚島1番耕地278番地 三上守得	越智郡上島町魚島1番耕地215番地 下村新三	越智郡上島町魚島1番耕地227番地 日吉忠治	魚島	魚島村漁業協同組合
越智郡上島町弓削下弓削846-2 岡島政則	越智郡上島町弓削下弓削114 貴田勝	越智郡上島町弓削土生480 北浜英雄	弓削	弓削漁業協同組合
越智郡上島町岩城2262-3 濱磯公男	越智郡上島町岩城2146 井手数義	越智郡上島町岩城2187 白井義則	岩城生名	岩城生名漁業協同組合
今治市関前岡村甲104 片岡武人	今治市関前岡村甲878-1 山口松二	今治市関前岡村甲994-2 桧垣謙一	関前	関前村漁業協同組合
今治市波方町波方甲2622-23 大西伊寿夫	今治市波方町波方甲2627-6 大川博明	今治市波方町波方甲2631-7 西元和夫	波方	小部漁業協同組合
今治市波方町樋口甲1164-6 菊川健一	今治市波方町小部甲106-1 菊川晴史	今治市波方町小部甲52-5 菊川元親	小部	小部漁業協同組合
今治市大西町脇甲493-9 梶原重喜	今治市大西町星浦甲1147-8 小川忠晴	今治市大西町宮脇甲1-1 片上明夫	大西	小部漁業協同組合
今治市菊間町種3853番地 浦部信秀	今治市菊間町浜161番地 川崎繁忠	今治市菊間町田之尻603番地 越智欽哉	菊間	菊間町漁業協同組合

(中予地方局管内)

発起人の住所及び氏名			加入区	漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
松山市浅海原甲478番地2 庭瀬清弘	松山市浅海原甲477番地2 大石初義	松山市浅海原甲517番地2 川本春男	浅海	北条市漁業協同組合
松山市土手内134番地7 村上節夫	松山市柳原153番地1 西川悟	松山市久保4番地1 門田昭憲	北条	北条市漁業協同組合
松山市北条341番地1 大内忠次	松山市安居島甲119番地1 大内達也	松山市安居島甲72番地 井上三喜雄	安居島	北条市漁業協同組合
松山市野忽那甲5番地 尾崎隆幸	松山市野忽那甲1540番地27 立花啓一	松山市野忽那1394-1 鈴木安政	野忽那	中島漁業協同組合
松山市睦月346番地 田中治	松山市睦月1495-1 山本裕司	松山市睦月139番地 渡部正孝	睦月	中島漁業協同組合
松山市門田町748番地2号 早瀬武弘	松山市由良町1080番地 小林元翁	松山市泊町1464番地 石本幹郎	興居島	松山市漁業協同組合
松山市堀江町番外297番12号 渡部清	松山市堀江町甲888番12号 猪田秀男	松山市堀江町甲1708番地 松田満睦	堀江	松山市漁業協同組合
松山市三津1丁目10番20号 北岡哲夫	松山市梅田町4番62号 山川一利	松山市住吉2丁目11番29号 西倉幸和	三津	松山市漁業協同組合
松山市和気町2丁目926番12号 上野和隆	松山市太山寺町333番1号 西山勝	松山市和気町2丁目935番2号 沖野キミ子	和気	松山市漁業協同組合
松山市衣山3丁目3-10 木山正雄	松山市住吉2丁目9-14 奥田学	松山市三津1丁目8-34 田川一夫	三津	三津浜漁業協同組合
松山市西垣生町1711-6 中矢勤武	松山市西垣生町1677-4 玉ノ井梅三	松山市西垣生町1407-3 船田克己	今出	今出漁業協同組合
松山市和気町2丁目929-5 中村邦夫	松山市和気町2丁目926-11 菊池福德	松山市和気町2丁目930-2 中村貞	和気・ 太山寺	和気漁業協同組合

松前町筒井1244 - 27 佐竹 秀光	松前町筒井1244 - 21 富田 豪	松前町筒井1244 - 30 高松 秀重	松 前	松前町漁業協同組合
伊予市双海町高岸甲932 - 5番地 網江 正安	伊予市双海町上灘甲6422 - 2番地 西村 国広	伊予市双海町高岸甲1470 - 1番地 向井 幸男	上 灘	上灘漁業協同組合
伊予市双海町串甲1161 - 1 魚見 登志之	伊予市双海町串甲3657 - 29 魚見 成一	伊予市双海町串甲157 - 1 浜田 徹	下 灘	下灘漁業協同組合

(南予地方局管内)

発起人の住所及び氏名			加入区	漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
西予市明浜町俵津1 - 289 酒井 孫三郎	西予市明浜町狩浜2 - 12 佐藤 吉彦	西予市明浜町渡江938 - 2 酒井 勇人	明 浜	明浜漁業協同組合
宇和島市吉田町浅川789 杉田 隆生	宇和島市吉田町深浦2 - 19 渡辺 等	宇和島市吉田町立間尻甲2029 酒井 利幸	吉 田	吉田町漁業協同組合
宇和島市吉田町南君630番地 山内 清一	宇和島市吉田町奥浦甲54 - 6 伊藤 順造	宇和島市吉田町奥浦甲3255 山本 宇三夫	奥 南	吉田町漁業協同組合
宇和島市津島町北灘甲448番地2 大塚 太一	宇和島市津島町北灘甲354 木村 悦男	宇和島市津島町北灘乙2195 - 2 森 宮重	北 灘	北灘漁業協同組合
宇和島市下波905番地 村上 泰	宇和島市下波1343番地1 吉見 繁勝	宇和島市下波5393番地 清水 正利	下 波	下波漁業協同組合
宇和島市遊子3513番地 源本 鶴男	宇和島市遊子2831番地 中川 鶴若	宇和島市遊子2840番地 山内 勝司	遊 子	遊子漁業協同組合
宇和島市蔭淵1244番地 浜崎 友茂	宇和島市蔭淵1385番地 田中 小治	宇和島市蔭淵518番地 山下 茂	蔭 淵	うわうみ漁業協同組合
宇和島市戸島2129番地 藤川 英雄	宇和島市戸島2783番地 深田 俊英	宇和島市戸島2154番地 吉村 清重	戸島第一	うわうみ漁業協同組合
宇和島市戸島3943番地 村田 幸芳	宇和島市戸島3908番地 西村 光	宇和島市戸島3973番地 藤堂 浅一	戸島第二	うわうみ漁業協同組合
宇和島市日振島290番地 松下 日出海	宇和島市日振島1690番地 高鍋 勝夫	宇和島市日振島3244番地 辻 禎亮	日 振 島	うわうみ漁業協同組合
宇和島市蛤364番地2 広沢 初志	宇和島市百之浦1223番地 崎須賀 良和	宇和島市本九島1436番地 片山 亀吉	宇和島第一	宇和島漁業協同組合
宇和島市蕨118番地2 大平 幸人	宇和島市平浦1112番地2 浜田 幸治	宇和島市小池1847番地 中川 宇太二	宇和島第二	宇和島漁業協同組合
宇和島市大浦1748番地1 広沢 円吉	宇和島市長堀2丁目2番29号 平井 万吉	宇和島市坂下津甲97番地5 三好 春樹	宇和島第三	宇和島漁業協同組合
宇和島市三浦西612 山下 三郎	宇和島市三浦西1300 - 5 小林 一郎	宇和島市三浦西1015 - 3 中村 千一	三 浦	三浦漁業協同組合

(南予地方局愛南水産課管内)

発起人の住所及び氏名			加入区	漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
南宇和郡愛南町魚神山1629 松田 徳生	南宇和郡愛南町柏崎525 松本 明義	南宇和郡愛南町家串1121 織田 直	内 海	愛南漁業協同組合
南宇和郡愛南町赤水363 山木 茂	南宇和郡愛南町赤水26 - 2 中田 俊彦	南宇和郡愛南町中浦107 岩上 時彦	南 内 海	愛南漁業協同組合
南宇和郡愛南町深浦1888 安高水産有限会社 代表取締役 安岡 一生	南宇和郡愛南町鱒越212 久徳 孝広	南宇和郡愛南町蓮乗寺335 - 9 田村水産有限会社 代表取締役 田村 三喜男	深 浦	愛南漁業協同組合
南宇和郡愛南町岩水1463 有限会社宇佐水産 代表取締役 宇佐 徳夫	南宇和郡愛南町垣内396 前田 末光	南宇和郡愛南町岩水1 - 7 山崎 淳	東 海	愛南漁業協同組合
南宇和郡愛南町樽見573 浜田 一房	南宇和郡愛南町船越1176 平田 和弘	南宇和郡愛南町久家746 中谷 義則	西 海	愛南漁業協同組合

南宇和郡愛南町樽見551 - 1 清水 国光	南宇和郡愛南町福浦446 菅原 数人	南宇和郡愛南町久家23 - 1 竹田 勝仁	福 浦	愛南漁業協同組合
南宇和郡愛南町久良452 中道 辰明	南宇和郡愛南町久良1193 中川 浩一	南宇和郡愛南町久良2051 本多 良治	久 良	久良漁業協同組合

(南予地方局産業経済部八幡浜支局管内)

発 起 人 の 住 所 及 び 氏 名			加 入 区	漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
八幡浜市保内町喜木津2 - 387 上野山 隆	八幡浜市保内町磯崎2237 田中 豊彦	八幡浜市保内町広早111 宮本 寛一	磯 津	八幡浜漁業協同組合
八幡浜市保内町川之石11番耕地10 0番地 山口 正光	八幡浜市保内町川之石13番耕地27 6番地31 菊池 繁昌	八幡浜市保内町川之石1番耕地23 7番地85 大星 富生	川之石	八幡浜漁業協同組合
西宇和郡伊方町足成458 増田 和慶	西宇和郡伊方町足成147 高月 猪三福	西宇和郡伊方町足成636 松谷 茂孝	足 成	八幡浜漁業協同組合
西予市三瓶町周木6 - 109 白井 勝利	西予市三瓶町有網代141 - 2 田中 栄一	西予市三瓶町津布理435 - 1 仲川 龍彦	三 瓶 湾	八幡浜漁業協同組合
西宇和郡伊方町正野1270番地 其田 孝	西宇和郡伊方町串544番地 山内 一成	西宇和郡伊方町串491番地 山下 祐治	三 崎	三崎漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

(1) 縦覧期間

平成25年2月15日から3月1日まで

(2) 縦覧場所

次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ当該右欄に掲げる場所

東予地方局管内の加入区	東予地方局産業経済部水産課
東予地方局産業経済部今治支局管内の加入区	東予地方局産業経済部今治支局水産課
中予地方局管内の加入区	中予地方局産業経済部水産課
南予地方局管内の加入区	南予地方局産業経済部水産課
南予地方局愛南水産課管内の加入区	南予地方局産業経済部愛南水産課
南予地方局産業経済部八幡浜支局管内の加入区	南予地方局産業経済部八幡浜支局水産課

○愛媛県告示第127号

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第1項の規定に基づき、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

平成25年2月15日

愛媛県知事 中村 時 広

- 1 作業種類 基本測量(空中写真撮影)
- 2 作業期間 平成25年2月8日から  
平成25年3月31日まで
- 3 作業地域 宇和島市、八幡浜市、大洲市、伊予市、西予市、内子町、伊方町、鬼北町

○愛媛県告示第128号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第84条において準用する同法第18条第16項の規定により、道前道後土地改良区連合から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

平成25年2月15日

愛媛県中予地方局長 岡本 靖

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	伊藤 宏太郎	西条市大町244番地4

○愛媛県告示第129号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成25年2月15日

愛媛県知事 中村 時 広



道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	久万中山線	伊予市中山町出淵 4 番耕地920番 4	平成25年 2月15日

○愛媛県告示第130号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第 1 項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成25年 2月15日

愛媛県中予地方局長 岡 本 靖

検 査 済 証 の 番 号 及 び 交 付 年 月 日	工 事 を 完 了 し た 開 発 区 域 又 は 工 区 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称	開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
24中局建（開）第42号 平成25年 2月 5日	東温市見奈良字廣見478番 1	横浜市港北区篠原町2795番地 加藤荘202号 大 上 英 樹 東温市見奈良445番地 1 大 上 泰 子

○愛媛県告示第131号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第 1 項第 4 号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

平成25年 2月15日

愛媛県知事 中 村 時 広

許 可 番 号	許 可 年 月 日	商 号 又 は 名 称	代 表 者 氏 名	主 たる 営 業 所 の 所 在 地	取 消 年 月 日	取 り 消 し た 建 設 業 の 種 類	取 消 し の 原 因 と な っ た 事 実
( 般 - 20 ) 第 16303号	平成20年 5月22日	(有)エス・ケイ	兵頭 克彦	宇和島市津島町下畑地甲 1540 - 1	平成25年 1月 7日	土木工事業 とび・土工工事業 管工事業、造園工事業 水道施設工事業	建設業の廃止 (一部)
( 般 - 23 ) 第 12301号	平成23年 7月19日	(有)近田工業	近田 芳明	大洲市平野町平地133 - 1	平成25年 1月30日	土木工事業 とび・土工工事業	建設業の廃止